

# 鴻巣市章・都市宣言審議会委嘱式・第1回会議次第

日 時 令和2年9月29日（火）  
午後2時30分～  
場 所 鴻巣市役所 1001 会議室

## I 鴻巣市章・都市宣言審議会 委員委嘱式

- 1 委員委嘱
- 2 自己紹介
- 3 会長、副会長選出
- 4 市長諮問・挨拶

## II 第1回鴻巣市章・都市宣言審議会

- 1 鴻巣市章・都市宣言審議会の公開について
- 2 鴻巣市章・都市宣言の位置づけと審議の範囲
- 3 鴻巣市章・都市宣言（案）について
  - 3-1 市章の変更について
  - 3-2 都市宣言について
- 4 鴻巣市章・都市宣言の制定スケジュール

## III その他（事務連絡等）

- 1 委員報酬の振込みについて

鴻総政第 3 3 1 号

令和 2 年 9 月 2 9 日

鴻巣市章・都市宣言審議会 会長 様

鴻巣市長 原 口 和 久



鴻巣市章の変更及び都市宣言の制定について（諮問）

このことについて、鴻巣市章・都市宣言審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

鴻巣市章の変更及び都市宣言の制定について

2. 諮問理由

現在の市章については、昭和 29 年の市制施行と同時に制定したものであり、合併を経た現在まで使用している。今年度は、合併 15 周年の節目であり、また、合併時に策定した新市建設計画の最終年度であることから、現在のシンボルマークを新たな市章としたい。

また、都市宣言については、「花」と「緑」をテーマとし、本市の将来都市像の「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向けた具体的取組の推進の一助となると考えられ、コロナ禍においても、市民生活に潤いをもたらし、地域の活性化を図ることを期待し、新たな都市宣言を制定したい。

3. 審議事項

- ①現在のシンボルマークを新たな市章とすることが妥当かどうか。
- ②「花」と「緑」をテーマとした新たな都市宣言の制定を行うこと。

鴻巣市章・都市宣言審議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、鴻巣市章・都市宣言審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手續）

第 2 条 鴻巣市章・都市宣言審議会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

（傍聴席への入場禁止）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の禁止行為）

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。  
ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

（傍聴人の退場）

第 5 条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（議長の指示）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 7 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 2 9 日から施行する。

鴻巣市章・都市宣言審議会条例

令和 2 年 9 月 2 5 日

鴻巣市条例第 3 1 号

(設置)

第 1 条 市章の変更及び都市宣言の制定に関する事項を審議するため、鴻巣市章・都市宣言審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市章の変更及び都市宣言の制定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による市民

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市長政策室総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、審議会が第2条の規定による答申をした日の翌日にその効力を失う。

## 鴻巣市章・都市宣言（案）について

### 1. 趣旨・背景

#### (1) 趣旨・背景

現在の市章は、昭和 7 年に一般から募集、市制施行前から町章として使用し、昭和 29 年 9 月 30 日の市制施行と同時に市章として制定したものである。平成 17 年の鴻巣市・川里町・吹上町の合併時には、合併協議会において、「市章は鴻巣市の市章を用いるものとする」と決定しており、現在まで変更していない状況である。

県内において、平成 17 年以降に合併した 16 自治体のうち、10 自治体が合併後に市章の変更を行っている状況であり、本市においても新市建設計画の最終年度の節目の年である令和 2 年度に市章の変更を検討するものである。

また、都市宣言を行うことで、「自治体独自の特色」を強く発出することができると考えており、コロナ禍においても、市民の生活に潤いをもたらすとともに、地域の活性化を図ることを目的として、市章の変更と併せて新たな都市宣言の検討を行う。

2. 市章の変更について

(1) 現市章の主な使用状況

- ・市旗
- ・証明書発行の領収書印字
- ・道路案内看板
- ・市章バッジ
- ・賞状
- ・封筒
- ・印鑑登録カード
- ・マンホールの蓋 など

(2) 市章の変更（案）について

現行のシンボルマークを新市章として制定することを想定している。



昭和7年に一般から募集、市制施行前から町章として使用し、昭和29年9月30日の市制施行と同時に鴻巣市章として制定。

合併1周年を記念して、平成18年10月1日にシンボルマークとして制定。  
鴻巣の頭文字「K」がメインモチーフ。  
左側が自然と緑、伸びやかに育つけやき。  
右側が飛躍、はばたくコウノトリ。  
中央にパンジーをイメージした円を配置することにより、全体で優美なひな人形を表している。

《シンボルマーク制定経緯》

合併1周年を記念して、平成18年に作品応募342点（内小中学生から114点）から、選定委員会で4点を選出し、市民による一般投票で最多得票をとった作品が最終審査でも支持され、選定されたものである。投票総数は1,436票 現在のシンボルマークへの投票は671票（得票率46.7%）という結果であり、市民からも広く支持されて選定されたものである。

また、合併後に様々な場面でシンボルマークを使用してきたことで、市民に広く認知されてきていると考えている。

### 3. 都市宣言について

#### (1) 新たな都市宣言について

本市の将来都市像は、合併時に鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会が策定した新市建設計画において「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」と定められ、第5次及び第6次鴻巣市総合振興計画においてもこれを継承し、「花」を生かし「緑」を守り育てる個性的で魅力的なまちづくりを進めていることから、合併15周年を機に「花」と「緑」をテーマとした都市宣言の制定を検討している。

また、コロナ禍において、市が1つとなり、特徴を発出しながら、今後のまちづくりを推進していくという強い思いを表すために新たな都市宣言を行うものである。

### 3. 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。



「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

シンボルである「花」に生まれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

(第6次鴻巣市総合振興計画 P.29)

○鴻巣の花を見て育てて贈ってふれあう花のある生活促進条例

平成 28 年 12 月 19 日条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、花が人に多くの恵みをもたらすものであることに鑑み、市、事業者及び市民の役割等を定め、見る、育てる、贈る等により鴻巣の花（市内で生産及び販売する花をいう。以下同じ。）にふれあう習慣の醸成を図り、もって花産業の健全な発展及び心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、鴻巣の花にふれあう習慣の醸成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 3 条 鴻巣の花に関わる事業者（次条において「花事業者」という。）は、花のある心豊かな市民生活（次条において「花のある生活」という。）を促進するために取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、この条例の目的を達成するため、市及び花事業者の実施する花のある生活を促進する取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の意思の尊重)

第 5 条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たっては、花に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【花と緑の都市宣言（案）】

### 《説明文》

平成17年10月1日、鴻巣市、川里町、吹上町は合併し、新たな鴻巣市の歴史がスタートしました。

新鴻巣市の目指す将来都市像は「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」です。

合併から15周年を迎え、これまで鴻巣市は、この将来都市像の実現に向けて邁進し、着実な発展を遂げてきました。

鴻巣市は、市の花パンジーをはじめとする花の一大産地であり、市内は季節ごとに色とりどりの花々につつまれる、他市に誇れる花のまちです。

また、荒川、元荒川や広大な田園地帯など、豊かな緑あふれるまちです。

現在、この緑豊かな自然を守り育て、次世代に継承していくため、コウノトリの飼育・放鳥による、人にも生き物にもやさしいコウノトリの里づくりを展開しています。

花や緑は、市民の心に潤いと安らぎを与え、四季折々に私たちの生活に彩を添えてくれるかけがえのない存在です。

今、新型コロナウイルス感染症の拡大は、本市においても市民の暮らしに大きな影響を与えています。

このようなコロナ禍において、市民（人）が心を一つに、花や緑を守り育てながら、さらなる鴻巣市の発展を目指していきます。

### 《花と緑の都市宣言》

わたしたちのまち鴻巣は、全国に誇る花の産地として知られ、「花」をはじめ、荒川や元荒川、広大な田園地帯など豊かな「緑」に恵まれており、地域の資源や特色を生かした個性的なまちとして発展してきました。

新たな時代を生きるわたしたちは、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、花や緑を守り、育て、生かしながら、すべての人が生き生きと健康で充実した生活を営むことができるまちを目指すため、「花と緑の都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは、地域の誇りである花を愛し、四季の移ろいを楽しみながら、花とともに成長し、笑顔いっぱいのまちを創ります。
- 2 わたしたちは、豊かな自然とともに生き、わたしたちの生活に安らぎと活力を与えてくれる緑を守ります。
- 3 わたしたちは、花と緑にあふれた潤いと彩り豊かな郷土を、次代を担う若い世代につなげます。

(2)本市の過去の都市宣言について

- 青少年健全育成都市宣言（昭和 58 年 10 月 22 日）
- 交通安全都市宣言（昭和 62 年 5 月 16 日）
- 非核平和都市宣言（昭和 62 年 7 月 1 日）
- スポーツ都市宣言（平成 5 年 5 月 15 日）
- 人権尊重都市宣言（平成 7 年 2 月 1 日）
- 男女共同参画都市宣言（平成 24 年 3 月 10 日）
- 健康づくり都市宣言（平成 27 年 10 月 1 日）

### 【青少年健全育成都市宣言】

#### 《説明文》

鴻巣市は、青少年の健全な育成を願い、昭和 58 年 10 月 22 日に「青少年健全育成都市宣言」を行いました。同日、「鴻巣市青少年健全育成市民会議」が発足し、毎年「青少年健全育成市民のつどい」を開催するほか、青少年を対象とした各種事業や非行防止のための活動を実施しています。

#### 《青少年健全育成都市宣言》

人形のふるさと 花のまち鴻巣

豊かでいきいきとした文化都市鴻巣を目指す主役は、次代を担う青少年である。

すべての青少年が清く明るく力強い成長をとげることは全市民の心からの願いである。この願いの実現を期して、毎月 10 日を「鴻巣市青少年健全育成の日」と定め、地域をあげて次の運動を展開する。

1. 自主自律するたくましい青少年を育てる。
2. 進んで集団活動に参加する青少年を育てる。
3. 全市こぞって「温かい家庭」「楽しい家庭」づくりに努める。
4. 公德心を重んじ、明るく住みよい町づくりにはげむ青少年を育てる。
5. 郷土や国を愛し世界に視野をひろげ、平和を守る青少年を育てる。

躍進するわれらのまち鴻巣を愛する人づくりこそわれわれ市民の責務であることを自覚し、ここに「青少年健全育成都市」を宣言するものである。

## 【交通安全都市宣言】

### 《説明文》

鴻巣市は県中央部の広域交通拠点として道路網が整備されつつありますが、交通量の激しい国道 17 号を中心に交通事故が多発しており、中には死亡事故につながる重大事故も発生しています。

そのような状況の中、鴻巣市では交通事故のない安全・安心で快適な生活環境を築くため、昭和 62 年に「交通安全都市」を宣言しました。

市民一人ひとりが交通安全意識を高め、正しい交通ルールとマナーを実践するため、市民の皆さんの取り組みとご協力をお願いします。

### 《交通安全都市宣言》

近時経済の進展に伴う自動車交通の増加は、日増しに道路環境と交通量との不均衡を呈し、悲惨な交通事故を続出させ大きな社会問題となっています。

昔から、中山道の宿場町として栄え、首都圏 50 キロメートルの地理的条件に恵まれ着実に中堅都市として発展を続ける鴻巣市において、人命に対する脅威はますます募るばかりであります。人命を軽視し平和な社会に悪影響を及ぼす交通事故の大半は人為的によるものであります。

よって、鴻巣市民が一丸となって交通安全運動を強力に展開し、生命の安全を図るとともに、幸せと快適な生活環境を築くため、ここに鴻巣市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

## 【非核平和都市宣言】

### 《説明文》

鴻巣市は、世界の恒久平和を願い、昭和 62 年 7 月に「非核平和都市宣言」を行いました。

平成 13 年 4 月には「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、平成 21 年 3 月には平和市長会議に加盟したほか、この宣言に基づき、市民の皆さんに非核平和について考えていただくための様々な催しを毎年実施しています。

### 《非核平和都市宣言》

人類史上初めての被爆国としての日本国民は、戦後一貫して核兵器の完全廃絶を民族的悲願としてきた。

私たちは、恒久平和を願い現在の米ソを中心とした、果てしない核軍拡競争と核戦争の危機を深く憂慮するものである。

世界の核兵器保有数の 1 パーセントを使用することで地球全体は「核の冬」という状況におちいり、壊滅的打撃をうけるとさえ言われている。

日本民族と人類の生存のために核兵器を廃絶し、核戦争は絶対に阻止しなければならない。

本市は、平和憲法及び鴻巣市市民憲章の精神にのっとり、世界の恒久平和達成をめざし、ここに「非核平和都市宣言」をする。

## 【スポーツ都市宣言】

### 《説明文》

広く一般市民にスポーツの楽しさ、健康を保持する手段としてのスポーツの重要性を広め、潤いと活力のある、明るく豊かな鴻巣市をつくるため、鴻巣市立陸上競技場の完成に合わせて平成5年5月15日に制定されました。

埼玉県で27市町がスポーツ都市宣言をしています。鴻巣市は21番目となっています。

### 《鴻巣市スポーツ都市宣言》

わたくしたちは、スポーツを通して、うるおいと活力ある鴻巣をつくるため、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健全な心と体をつくりましょう。
- 2 スポーツを通して、仲間をつくり、友情とふれあいの輪を広めましょう。
- 3 スポーツを通して、明るく豊かなまちをつくりましょう。

## 【人権尊重都市宣言】

### 《人権尊重都市宣言》

私たちを取り巻く社会に、今なお根強く潜在する不合理な差別意識や偏見による同和問題、障がい者問題、女性問題、外国人問題など、あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市を築くために、市民一人ひとりが人権尊重の自覚を持ち、正しい認識、正しい理解をもって行動ができるよう、ここに鴻巣市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

- 1 相手の心情を思いやる気持ちを忘れず、相手の立場になって考えながら、人の心の痛みを知るよう努力しましょう。
- 2 家柄、血筋、生い立ち、性別、民族、国籍などの背景にとらわれず、人権の尊さを大切にし、お互いに交流を深めましょう。
- 3 基本的人権を尊重し、親切で思いやりのある心豊かな地域社会の建設に努力しましょう。

## 【男女共同参画都市宣言】

### 《説明文》

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、その実現のためには、国における取り組みに加え、身近な地域社会から、男女共同参画を推進していくことが重要です。

「男女共同参画都市宣言」は、市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む姿を市民や事業者等に示し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的としています。

また、同日付けで「鴻巣市男女共同参画推進条例」が施行されました。この条例は、本市の男女共同参画に関する施策の根幹となるもので、市及び市民、事業者の責務を定め、より一層の推進を図るものです。

### 《男女共同参画都市宣言》

緑豊かな河川や田園  
四季に咲き誇る花々  
伝統工芸として伝えられる鴻巣人形  
鴻巣市は人と自然と文化が調和するまちです  
私たちはこの鴻巣市に誇りをもち  
男女が互いに尊重しあい  
その個性と能力を發揮し  
性別にとらわれることなく  
あらゆる分野に参画し  
世代を超えて支えあい  
共にいきいきと輝き  
思いやりあふれるまち「鴻巣市」をめざし  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

## 【健康づくり都市宣言】

### 《説明文》

鴻巣市は平成17年10月1日に、吹上町、川里町と合併しました。

合併後に策定した第5次鴻巣市総合振興計画では、まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」といった貴重な地域の財産をさらに発展させ、次の世代に引き継いでいくための目標として、「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を将来都市像と決めました。

この将来都市像を実現するため、「すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくり」を政策の1つとして設定し、平成25年3月に策定した「第2次鴻巣市健康増進計画（いきいき健康プラン21）」では、「市民一人ひとりがいきいきと健やかで充実した生活が送れる “健康こうのす” の実現」を基本理念として掲げました。

鴻巣市合併10周年を迎えるにあたり、市民自らが主体となって、健康を意識し、また、相互に連携して地域のきずなを深め、生涯健康で快適な生活環境を築くことを目指して「健康づくり都市」を宣言するものです。

### 《健康づくり都市宣言》

健康で活力に満ちた生活を営むことは、私たち市民の願いです。

私たちは、自らの健康は自らつくることを基本とし、市民相互の連携のもと、積極的に健康づくりに取り組み、健やかで思いやりのあるまちづくりを実現するため、「健康づくり都市」を宣言します。

1. バランスのとれた食生活を送り、毎日をいきいきと過ごします。
2. 気軽に楽しく運動に親しみ、健康な体と心をつくります。
3. 十分な休養をとり、心にゆとりをつくります。
4. 生涯にわたり、歯と口の健康を守ります。
5. 定期的に健康診査を受け、自らの健康管理に努めます。
6. 健康づくりを通じ、地域のきずなを深め、快適な生活環境を築きます。

## 鴻巣市章・都市宣言の制定スケジュール

日程	内容
9月29日（火）	<b>【第1回審議会】</b> ・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 ・会議運営に関する事項の確認 ・市章・都市宣言（案）についての概要確認 等
10月1日（木） ～10月30日（金）	<b>パブリックコメント実施</b> ・第1回審議会での内容を反映させ、市章（案）、都市宣言（案）について意見公募を行う
10月22日（木） 予定	<b>【第2回審議会】</b> ・市章（案）に関する審議 ・都市宣言（案）に関する審議
11月4日（水） 予定	<b>【第3回審議会】</b> ・パブリックコメントの結果を踏まえた市章・都市宣言（案）の検証 ・答申（案）に関する審議
11月10日ごろ	<b>答申書の提出</b>
12月 市議会	・市章の変更、都市宣言の制定の議案提出 ・市章の変更、都市宣言の制定に係る補正予算提出
令和3年3月26日（金） 予定	・合併15周年記念式典で、市章・都市宣言の披露
令和3年4月1日（木）	・市章の使用開始（予定）